

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議事録（平成23年度第2回）

日時 平成23年7月15日（金）
午後2時から午後3時30分まで
会場 愛知県三の丸庁舎 大会議室

開会 高等学校教育課主査
教育委員会挨拶 愛知県教育委員会教育長
委員紹介 高等学校教育課長
議長挨拶
副議長挨拶

議長 本日は、専門員会議長に今年度の諮問事項に関する「専門員会のまとめ」の報告をお願いし、その後、協議を行う。
なお、審議途中の内容の公表は控えたいので、開催要綱第8により、この会議を非公開としたいが、よいか。

委員 （異議なしの声）

議長 まず、専門員会議長からの報告及び協議に入る前に、前回の本協議会議において報告の依頼があった、計画進学率に対する中学校卒業者の実質的な高校進学率、及びそのうちの無業者数について、事務局から報告をお願いします。

高等学校教育課課長補佐 担当課に確認したところ、平成23年3月に中学校を卒業した生徒の実質的な高校進学率は、90.1%（見込み）である。見込みとしたのは、正式には8月上旬に文部科学省から学校基本調査の速報として発表される予定であり、その時点で確定するためである。

義務教育課長 平成23年3月の中学校卒業者のうちの無業者数についても、進学率と同様に学校基本調査に基づいており、現時点では確定的な数値が出ていないが、現時点での集計値は1,060名余りである。割合にして卒業生全体の1.5%であり、平成22年度に比べ変化はない。その内訳は、家事手伝いが61%程度、アルバイトが18%程度、その他、病気による入院や外国人の帰国などが21%程度となっている。

議長 事務局の説明に対して質問はあるか。

A 委員

私学の募集定員と実質的な入学者数の差はどれほどか。

高等学校教育課課長補佐

私立高校に関する数字は持ち合わせていない。

A 委員

各都道府県の若年無業者数に関しては、政府の統計窓口で平成15年度から平成22年度までの8年分が確認できる。愛知県の若年無業者数は、この8年間を通じて他の都道府県よりも多い。愛知県以外では大阪府と東京都が多いが、東京都は中学校の卒業者が愛知県よりも約3万人余り多く、大阪府も同様に1万人余り多い。よって、愛知県は、若年無業者数の割合が非常に高いと言える。

また、愛知県は、高等学校への進学率が全国平均よりも1ポイント近く低く、これも8年間を通じて全国最低である。通信制課程への進学を除く愛知県の上高等学校進学率は93%余りで、96%余りの全国平均と比べて3ポイントほど低い。したがって、愛知県は、通信制課程への進学者が多いということになる。

平成22年3月の中学校卒業者のうち、通信制課程へ進学した者は3,073人であった。県内の通信制課程の募集定員は640人程度にとどまるため、広域通信制課程への進学者が約2,400人となる。通信制課程への進学者数は、東京都では700人前後で推移し、この2年間は1,000人を超えている。大阪府では約1,200人から約1,400人の間で推移し、東京都と同様、この2年間は1,500人を超えている。しかし、3,000人を超す愛知県に比べ、東京、大阪とも格段に少なく、愛知県の通信制課程への進学者がいかに多いかがということがわかる。

以上のことは、計画進学率が長く据え置かれてきたために、行き場を失った生徒たちが広域通信課程の上高等学校へ進学せざるを得なくなっている状況を示すと考えられる。広域通信制課程の学費は年間80万円ほどであり、これを負担できない家庭環境にある生徒が若年無業者になっていると推測される。

この点について、教育委員会としての考えを聞きたい。

高等学校教育課課長補佐

中学校3年生の進路希望については、毎年9月と12月に担当課が調査を行っている。それによると、平成22年度、平成21年度とも、9月時点での全日制課程の上高等学校への進学希望は93.5%であった。実績進学率はさきほど申し上げたとおり90.1%であり、この数値を参考にしながら、毎年、計画進学率が定められている。入学者は選抜によって決定するため、希望者全員が全日制課程の上高等学校へ入

学できるわけではないが、学ぶ意欲をもつ生徒の希望ができるだけかなえられるように入学者選抜を実施している。また、公立の定時制課程、通信制課程において志願者の多い状況が続いているが、これについては改善のための方策を検討していく。

B 委員

若年無業者の中には、非行に走る者も少なくないと聞く。若年無業者を減らす努力が必要である。公立の定時制課程の入試には、結果として若年無業者となったり、広域通信制課程に進学する者が多く受検している。しかし、昼間定時制課程では高倍率が続き、夜間定時制課程でも前期選抜の不合格者が多い状況が続いている。複数の受検機会が保障されていても、一度不合格になると再び受検する気力を失ってしまう生徒は少ない。昼間定時制課程と夜間定時制課程前期選抜に合格しづらいことが、若年無業者や広域通信制課程への進学者を増やしていると考えられる。引き続き、定時制課程への進学希望者が多いことへの対応策を考えてほしい。

議長

意見として承る。

A 委員

現在93%の計画進学率を上げるためには、実質進学率が92%程度になる必要があると聞いたことがある。平成22年度は90%、平成23年度は90.1%の実質進学率であったということだが、この進学率は全国最低である。県内の子どもたちの教育を受ける権利を保障するという観点に立てば、高等学校への進学率が8年もの間、連続して全国最低であるという事実は、重く受け止める必要がある。

愛知県の統計に基づいて、私立高等学校の募集人員と入学実績との差から欠員数を算出すると、2,700人から多い年は3,000人を超える。私学に要請して欠員数を減らす努力をしているという話も聞くが、私学にはそれぞれ生き残りをかけた経営判断があると考えられるため、私学側に期待するだけでは子どもたちの教育を受ける権利を保障することは難しいのではないかと。

他の都道府県と比べて多くの生徒が広域通信制課程に進学している状況の改善策を検討してもらいたい。

議長

事務局には意見として尊重してもらいたい。

議長

では、諮問事項の「入学者選抜における自己申告書の提出について」の専門員会のまとめを、専門員会議長から報告していただく。

専門員会議長

平成23年度専門員会に付託された事項について、専門員会を2回開催し、慎重に検討を重ねた結果、専門員会としてのまとめを得たので、報告する。

まず、本会議からの付託事項は、次のとおりであった。

付託事項（平成23年5月27日 協議会議より付託）

- ・ 諮問事項として、
入学者選抜における自己申告書の提出について
- ・ 調査事項として、
群及びグループにかかる改善の成果と課題について

専門員会の経過と協議の概要は、次のとおりである。

専門員会の経過と協議の概要

第1回 平成23年6月14日（火）

第2回 平成23年7月6日（水）

専門員会においては、多角的に研究・検討がなされ、慎重な協議の結果、諮問事項及び調査事項について「平成23年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会 まとめ」のとおり結論を得た。

続いて、専門員会のまとめの内容を読み上げた後、補足説明を加える。

平成23年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会

ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

入学者選抜における自己申告書の提出については、次のとおりとする。

- 1 自己申告書Aについては、次のとおりとする。
 - (1) 推薦入学を除く全日制課程（海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜を含む。）定時制課程及び通信制課程において提出できることとする。
 - (2) 中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者の

うち希望する者が提出できることや記載内容等については、現行のとおりとする。

このことについて、補足する。

まず、現行の自己申告書 A、B 以外の新たな申告書を導入する必要がないことを確認したのち、欠席日数の多い志願者にかかる自己申告書 A について、「誰が提出できるのか」、「記載内容と提出方法は現行のとおりでよいか」、「どの選抜に提出できるのか」の順に協議を進めた。

誰が提出できるかについては、文部科学省の調査において、長期欠席者として報告する場合の年間の欠席日数が30日以上であることや、調査書には中学校の2、3年生の欠席日数が記載されており、高校が自己申告書 A の提出要件を容易に確認できることから、現行の規定が合理的であるとの意見が出され、協議の結果、自己申告書 A を提出できる者は現行どおりとすることが適当と考えた。記載内容と提出方法についても、特段変更を求める意見は出ず、現行どおりでよいと考えた。

また、どの選抜に自己申告書 A を出願できるかについては、全日制課程の推薦入学を除き、定時制、通信制を含む全ての課程、選抜で提出できることとした。現行でも推薦入学は除いているが、推薦入学における面接は1人あたり10分程度実施することとされており、個人面接でもあることから、受検生の欠席理由等を聴取しやすいこと、また、面接時間内に自分から主体的に話ができる「ことばによる自己表現」として3分程度以内の発表をさせており、受検生がこの時間の中で欠席の理由、志望理由や高校生活への抱負を表現できることが指摘され、協議の結果、推薦入学では自己申告書 A を提出できなくても問題はないと考えた。

なお、海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜においては、推薦入学とは異なり、面接の中に「ことばによる自己表現」の時間がないことや、日本語で文章は書けるが、会話が十分にできない生徒に配慮し、自己申告書 A を提出できるようにすればよいと考えた。

次に、自己申告書 B の提出について協議を行った。

2 自己申告書 B については、次のとおりとする。

(1) 全ての入学者選抜において提出できることとする。

(2) 障害にかかる受検上の配慮に関する申請書を提出する入学志願者のうち希望する者が提出できることや記載内容等については、現行のとおりとする。

このことについて、補足する。

障害のある志願者にかかる自己申告書 B についても、「誰が提出できるのか」、「どの選抜に提出できるのか」、「記載内容と提出方法は現行のとおりでよいか」の順に協議を進めた。

まず、誰が提出できるかについての協議に先立ち、「受検上の配慮に関する申請書」を提出する志願者のうちの希望する者が提出できることになった経緯について、事務局からの説明があった。

事務局の説明を踏まえて協議を行った結果、現行のとおり障害にかかる受検上の配慮に関する申請書を提出する入学志願者のうち、希望する者が提出できるとすることが合理的であるとされた。

次に、「どの選抜に提出できるのか」について協議したところ、障害のある志願者の障害の種類、程度等が多様化しており、現行では提出が認められていない推薦入学にも、障害のために面接時に志望の動機や高校生活への意欲などをことばで伝えることが困難な受験生が出願するケースが想定されることが指摘された。これを受けて自己申告書 B については、推薦入学でも提出を認めることが必要であるとの意見が出され、海外帰国生徒にかかる入学者選抜等の特別な選抜も含め、全ての入学者選抜において自己申告書 B を提出できることとするのがよいと考えた。

また、記載内容と提出方法については、専門員の中からは変更を求める意見は出ず、現行どおりでよいと考えた。

最後に、実施時期について協議を行った。

3 実施時期は平成24年度入学者選抜からとする。

実施時期については、自己申告書 A、B ともに可能な限り早く実施することが望ましいとの意見が複数出され、平成24年度入学者選抜から実施することがよいと考えた。

以上で、諮問事項に関する専門員会のまとめについての報告を終わる。

議長

諮問事項に関する「専門員会まとめ」の報告について、質問はあるか。

A 委員

外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜は特定の学校で実施されているが、この選抜を実施している各高校には外国語サポーターが配置され、この選抜で入学した外国人生徒に対し、円滑に学業に取り組めるよう援助が行われていると聞くが、事実か。

高等学校教育課課長補佐

外国語サポーターは、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜を実施する4校だけでなく、定時制課程をもつ高校にも配置され、外国人生徒への支援を行っている。

A 委員

専門員会議長の報告では、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜の志願者の中に、日本語で文章は書けるが、会話が十分にできない生徒の存在することが、この選抜に自己申告書を提出できることとした理由の一つとされていた。実態として、この選抜を受検する外国人生徒たちは、日本語で文章を書くことができるのか。

高等学校教育課課長補佐

外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜に志願する生徒の状況はさまざまであり、日本語の能力についても同様であると考えられる。

高等学校教育課長

補足する。自己申告書は出願の前に生徒自身が書くものであり、時間をかけて準備することが可能である。日本語の能力が十分でない生徒であっても、十分に時間をかけることにより、書くことができると考えられる。しかし、面接においては、質問された事柄をその場で考え、すぐに答えなければならず、日本語の能力が十分でない生徒にとっては難しい。外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜の志願者の中に自己申告書の提出要件を満たす者がいた場合、自己申告書の提出を認めることによって、生徒自身の言葉で状況や高校生活への抱負などを説明できるようになる。こうした配慮に基づき、専門員会での議論がまとめられたものと理解している。

C 委員

田原市の中学校における一学年の生徒数は650人ほどであるが、過去3年間の自己申告書の提出数を調べたところ、3年間の合計で8人であった。このうち全日制課程の高等学校へ提出した者が4人おり、うち2人が合格した。そのうちの1人は、現在、学校のトップクラスである。

3年間で計8人であるので、各年度の提出は2人から3人とどまる。自己申告書の制度について生徒がよく知らないことが、提出数に影響しているのではないかと考えている。中学校に対してこれまで以上に丁寧に説明することを要望したい。それにより、自己申告書の提出を希望する生徒が増え、結果として、高等学校への進学率にも多少なりとも良い影響を与えるのではないか。

高等学校教育課長

自己申告書の制度については周知を徹底してまいりたい。

議長

自己申告書Aが推薦入学では提出できないことに対し、意見はあるか。

委員

(特に意見なし)

議長

それでは、諮問事項について、「専門員会まとめ」のとおり、本協議会議のまとめとすることでよいか。

委員

(異議なしの声)

議長

「専門員会まとめ」のとおり、本協議会議のまとめとする。

議長

次に、平成25年度以降の調査書の様式について、専門員会議長から報告をお願いする。

専門員会議長

平成25年度以降の調査書の様式については、専門員会では特に意見は出されなかった。今後、必要であれば事務局において細かな修正を行うこととして決定することでよい、というまとめを得た。

議長

専門員会議長から報告があった平成25年度以降の調査書の様式について、質問、意見はあるか。

委員

(特に発言なし)

議長

それでは、平成25年度以降の調査書の様式について、専門員会の報告のとおり了承することとしてよいか。

委員

(異議なしの声)

議長 平成25年度以降の調査書の様式については、専門員会の報告のとおり了承することとする。

その他に発言はあるか。

委員 (特に発言なし)

議長 では、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

高等学校教育課長 本年度の諮問事項については、本日いただいたまとめを尊重し、後日、関係諸機関に周知の徹底を図る予定である。

また、調査事項については、本日いただいたまとめを教育委員会会議に報告する。

平成25年度の入試については、7月末までには「平成24年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項」を定め、受検生をはじめ関係教育機関に周知を図る予定である。

なお、本日午後5時ごろ、県政記者クラブにおいて、本協議会議の概要について報告する。

議長 これで本日の協議を終了する。熱心な協議に感謝する。

閉会の挨拶 愛知県教育委員会教育長

閉会 高等学校教育課主査